

## 資料 9

### その他のコード改正案の概要

資料9-(1)

## その他のコード改正案

資料9-(1)

### 旋毛虫(トリヒナ)症のコード改正

- 安全物品を新たに規定 (皮革、毛、剛毛、精液、受精卵・卵子、馬科動物の乳・乳製品、コーデックス委員会の基準に従って処理した豚肉・肉製品)
- 豚舎の基準を新たに規定 (豚舎周りの構造等)
- 飼料の基準を新たに規定 (OIEコードの遵守等)
- 無視できるリスクの国・地域の要件を新たに規定 (豚の個体識別・トレーサビリティ等)
- 清浄豚群の要件の追加 (毎年の立ち入り検査等)
- 豚の肉・肉製品の輸入条件の変更等 (「無視できるリスクの国・地域由来」、「清浄豚群由来」、「陰性家畜豚由来」又は「コーデックス基準による処理」のいずれかを満たすこと等)

資料9-(1)

## ハチ疾病のコード改正

- 第4.14章 ハチ疾病の公的衛生管理  
(現:ハチの衛生及び疾病セキュリティ手順)
- 第9.1章 アカリンダニによるみつばちの感染症  
(現:アカリンダニ症)
- 第9.4章 ハチノスムクゲケシキスイ感染症  
(現:ハチノスムクゲケシキスイ症)
- 第9.5章 トロピラエラプス属によるみつばちの感染症  
(現:ミツバチトゲダニ症)
- 第9.6章 バロア属によるみつばちの感染症  
(現:バロア病)

資料9-(1)

## ブルセラ病の清浄ステータス

牛ブルセラ病清浄国・地域  
牛ブルセラ病公式清浄群  
牛ブルセラ病清浄群



ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域  
ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域  
ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群  
ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群

資料9-(1)

## 小反すう獣疫のコード改正

- **感受性動物の追加** (これまでの「緬羊」及び「山羊」に「牛」、「ラクダ」、「バッファロー」及び「野生の反すう動物」を追加)
- **安全物品を新たに規定** (なめし工場において通常の化学的・機械的処理を受けた半加工の皮革)
- **清浄国の要件を清浄国・地域の要件とし、新たな要件を規定** (届出対象疾病であること、適切な野外及びラボ検査、啓蒙プログラム、適切なサーベイランス等)
- **輸入禁止できるとされている汚染国由来の家畜等について新たに輸入条件を規定** (反すう動物、精液、受精卵・卵子、生鮮肉、乳製品等)

## 2011年9月コード委員会レポートにて提示されたコード改正案の概要

OIEより提案された改正章	概要
第1.2章 リスト疾病の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• タイトルの変更(criteria for listing disease→criteria for the inclusion of disease and infection on the OIE list)</li> <li>• 序論の追加(継続性、透明性の高い疾病報告を通じた越境性疾病の防止等)</li> <li>• 文言の微修正(disease→disease or infection、disease/infection→disease or infections)</li> <li>• リスト化の条件のうち、「清浄国又は清浄国となりそうな国がいくつ<u>かあること</u>」という条件について、「清浄国又は清浄国となりそうな国が<u>少なくとも一つあること</u>」へ変更。</li> <li>• リスト化の条件のうち、家畜や野生動物の「生産ロス」及び「悪影響」という記載を「著しい罹患率及び死亡率」に統一</li> <li>• 新興感染症以外のリスト化の条件のうち、「多くのメンバーにより効果的かつ購入しやすいワクチンがあり、ワクチン接種が行われている」という記載を「効果的な防疫及び管理措置が一般的に行われている」という記載に変更。</li> <li>• 条件に関する記載の構成を簡潔に修正。</li> </ul>
第2.1章 輸入リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文言の微修正(release assessment → entry assessment)。</li> </ul>
第3.2章 獣医サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文言の微修正。</li> </ul>
第3.3章 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文言の微修正(危機におけるコミュニケーションの定義に、限られた情報でも極力正確な情報を伝えることを追記)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
第3.4章 獣医関連法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 獣医関連法に関する新しい章の作成が進められている。2011年2月のコード委員会において最初の草案が作成され、各加盟国にコメントが求められた。今般、そのコメントを受けて修正された第二次草案がコード委員会から提示され、さらなるコメントが求められている。</li> <li>• 我が国は第一次草案に対して「序論」と「目的」を追加することをコメントしており、第二次草案では以下を内容とする「序論及び目的」が新たに追加されている (Article 1)。ただし、我が国が序論に記載することを提案していた「加盟国は、本章の要素を自国の獣医関連法に柔軟に取り入れることが奨励される」との記載は採用されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• グッドガバナンスは、一般に認められた世界公共財であり、OIE加盟国にとって非常に重要なものである。法律は、グッドガバナンスを達成するための基本的な要素である。</li> <li>• 獣医関連法には、所管当局が陸生コードに規定された義務及びコーデックス委員会の関連勧告を満たすための根拠が少なくとも規定されているべきである。</li> <li>• 陸生コードにおいては、獣医関連法には、獣医関連領域のガバナンスに必要なすべての法律文書が含まれる。</li> <li>• 本章の目的は、OIE加盟国が、OIE基準を遵守するために、獣医関連法を作成又は近代化し、それによって獣医関連領域全体のグッドガバナンスを確保する場合に、当該国に助言と支援を提供することである。</li> </ul> </li> <li>• 本章で使用される用語について、以下のとおり新たに定義されている (Article 2)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「法の階層構造 (Hierarchy of legislation)」とは、国の基本法 (たとえば、憲法) の下に規定された法律文書の序列をいう。階層構造の尊重とは、それぞれの法律文書が、より高い階層の法律文書にしたがわなければならないことをいう。</li> <li>• 「法的確実性 (Legal certainty)」とは、法律文書による思わぬ悪影響から市民が保護されている状況をいう。法律文書に整合性がなかったり、それが過度に複雑であったり、頻繁に変更されるような場合には、法的に不確実な状況が生じることになる。</li> <li>• 「法律文書 (Legal instrument)」とは、当該文書を公布するのに必要な法的権限を有する者によって公布された法的に拘束力がある規程をいう。</li> <li>• 「立法の質 (Legislative quality)」とは、法律の技術的適切性、社会の受容性、技術面、財政面及び行政面における持続可能性並びに効果的な施行をいう。</li> <li>• 「一次法 (Primary legislation)」とは、立法機関が公布する法律文書をいう。</li> <li>• 「二次法 (Secondary legislation)」とは、行政機関が告示する法律文書であって、規制される領域に関連するものをいう。国によっては、これに相当する用語として、副次法 (subsidiary legislation) が使用されている。</li> </ul> </li> </ul>

- ・ 「利害関係者(Stakeholder)」とは、獣医関連法に影響力を与える又は獣医関連法の影響力を受ける個人、団体又は組織をいう。
  - ・ 「獣医関連領域(Veterinary domain)」とは、動物、その生産物及び副産物に直接又は間接的に関連するすべての活動をいい、人の健康及び福祉を保護、維持及び向上するために役立つものであり、動物の衛生及び福祉の保護並びに食品安全の手段によるものも含まれる。
  - ・ 「獣医関連法(Veterinary legislation)」とは、獣医関連領域のガバナンスに必要な個別の法律文書(一次及び二次法)の集合をいう。
  - ・ 獣医関連法の一般原則として、「1. 法の階層構造の尊重」「2. 法的根拠」「3. 透明性」「4. 協議」「5. 立法の質及び法的確実性」の5つの項目に分けて規定されている(Article 3)。第二次草案では、第一次草案にはなかった要素として「獣医関連法の施行を円滑にするため、所管当局は、重要な法律の作成及びその必要なフォローアップへの参加を保証することを含めて、利害関係者との関係を構築するべきである」と「獣医関連法は、法的確実性を保証するために、高い水準の立法の質を達成すべきである」が追加されており、一方で「コンピュータで処理されるデータベースの利用は、その完成、普及、利用性及び継続性が保証されることを条件に、推奨される」は削除されている。
  - ・ 獣医関連法を作成する際に考慮すべき事項が列挙されているが、第二次草案では、第一次草案に記述されていた以下の要素が削除されている。なお、刑罰及び制裁に関する記述の削除は、我が国のコメントを受けたものである。
    - ・ 定義は、正確な主体とそれが含まれるテキストを指し示すべきである。
    - ・ 「所管当局」の定義は、獣医証明書の規定される効率的な命令系統と信頼性を保証するため、OIE基準と矛盾があってはならない。
    - ・ 獣医関連法は、以下の物の保護を保証するための法律文書を最低限含んでいなければならない:a. 動物衛生及び食料安全保障、b. 食品安全、c. 公衆衛生(人獣共通感染症)及び公安(野犬)、d. OIEが規定するアニマルウェルフェア
    - ・ 獣医関連法では、一次法に規定される重大な刑罰と二次法を根拠とするそれよりも軽い刑罰とが区別されているべきである。
    - ・ 獣医関連法には、動物利用の禁止や、公衆衛生、動物衛生又はアニマルウェルフェアにリスクを与える活動の禁止など、裁判所の決定に基づいて適用される補助的な一定の制裁が含まれるべきである。
- また、刑罰及び制裁に関しては、「獣医関連法は、全体戦略の適切な実施に必要なレベルにおいて以下の刑罰及び制裁を規定すべきである:a. 刑罰手続きにしたがい所管司法権によって適用される刑罰制裁、b. 動物衛生、アニマルウェルフェア又は公衆衛生にリスクを与える活動に対して直ちに適用される行政上の制裁」との記述も、「(獣医関連法は、)状況に応じて、刑事上又は行政上の制裁の適用を規定すべきである。」と簡単な記述に修正されている。

- 所管当局の権限に関する記述のうち「検査官 (inspector)」の用語は「公務員 (official)」に置き換えられている (Article 5)。
- 獣医当局にとって最低限必要な権限に「検査のための施設及び車両への立ち入り権限」が追加されている。また、獣医当局の権限については、「基本法に帰する個人の権利を矛盾する活動につながるおそれがあるため、明確化されなければならない」と規定されている (Article 5)。
- 権限に委任に関して、第一次草案では、「一般原則」「動物衛生の委任」「獣医証明書に関する機能の委任」「動物の個体識別及びトレーサビリティに関する機能の委任」及び「利害関係者との関係」の項目ごとに、獣医関連法が規定すべき要件が規定されていたが、第二に草案では「一般原則」及び「動物衛生の委任」の項目で規定されていた条件を所管当局の権限委任全般に適用するように修正されている。すなわち、「獣医証明書に関する機能の委任」「動物の個体識別及びトレーサビリティに関する機能の委任」及び「利害関係者との関係」の項目で個別に規定されていた条件はすべて削除されている (Article 5)。これらの条件については、他の章の規定と重複しているものである。なお、「利害関係者との関係」の項目については、コミュニケーションの章で別に規定されていることから、我が国も削除を要求していた。
- 第一次草案で規定されていた家畜の個体識別及びトレーサビリティに関連した条件は、第4.2.3.条第6項と内容が重複していたことから、我が国は削除を要求していた。我が国のコメントを受けて、すべての条件が削除され、第4.2.3.条第6項の規定に従うこととする旨に修正されている (Article 8)。
- 動物市場及びその他の集合施設に関連して、我が国は「集合施設」の用語の明確化を求めて、「animal gathering」(動物集合施設)を「that are commercially and epidemiologically significant such as horse race」(競馬などの商業上及び疫学上重要な)で修飾することを要求していたが、我が国のコメントがほぼ受け入れられ、「commercially or epidemiologically significant animal gatherings」に修正されている (Article 8)。
- 第一次草案では、動物繁殖に関連して規定すべき条件は「動物又は繁殖用物品が単一の所有者によってのみ利用される場合には適用されない」とされていたが、第二次草案では、この記述が削除されている (Article 8)。
- 疾病予防に関連して規定すべき条件として、第一次草案では「リスト疾病毎の個別の規程」「協同プログラムの提案における利害関係者の支援」「疾病予防プログラムにおける所管当局による直接の疾病管理」及び「疾病予防のための強制プログラム」の4要素が列記されており、また、疾病管理に関しても「緊急措置」「強制措置」など20の要素が列記されているが、第二次草案では、これらの要素がすべて削除され、「獣医関連法には、すべての疾病に適用可能な一般的な動物衛生措置と、必要に応じて、当該国が定めた特定の疾病に対するサーベイランス、規制プログラム又は緊急対応の制定などの補助的又は個別的措置が含まれるべきである」の一文に変更されている (Article 9)。
- アニマルウェルフェアに関する一般的な規定とすべき条件として、第一次草案では、「所管当局によ



る介入」「受け入れ可能な方法(輸送及び取り扱い、繁殖及び畜舎、科学実験等)」など10要素が列記されているが、第二次草案では、これらの要素がすべて削除され、「獣医関連法には、陸生コードのアニマルウェルフェア関連条件に対応するための活動の根拠が規定されていなければならない。この目的のため、獣医関連法には、刑法上違反行為に当たる残虐行為の法的明確化及び飼養者の飼育放棄に対する所管当局の直接介入の規定が含まれるべきである」の2文に変更されている (Article 10)。

- 野犬などの放浪動物に関連して規定すべき条件として、第一次草案では「動物の放棄及び野放しの禁止」「放浪動物を保護する施設及びその運営を管理する条件」「放浪動物の捕獲及び保護の条件」「獣医師の介在(安楽死を含む)や所有権の移転など放浪動物の最終処遇」の4要素が列挙されているが、第二次草案では、これらがすべて削除され、「獣医関連法には、第7.7章(野犬群の管理)の条件に対応するための活動の根拠及び、必要に応じて、動物の放棄の禁止、所有権の移転、獣医師の介在、安楽死などの放棄動物の管理が規定されていなければならない」の一文に変更されている (Article 10)。
- 「動物用医薬品」及び「食品生産」に関連して、獣医関連法が目的とすべき要素が削除されている (Article 10、11)。
- 動物用医薬品に関する記述のうち「獣医用製品 (Veterinary products)」の用語は「動物用医薬品及び生物工学製品 (Veterinary medicines and biologics)」に置き換えられている (Article 11)。
- 動物用医薬品に関連して、特別な取り扱いが必要なものとして、第一次草案では「残留のリスクがない又は疾病予防・管理プログラムの実行の妨げにならない動物用医薬品」があげられていたが、これが対象から削除されている (Article 11)。
- 動物用医薬品の流通に関連して、第一次草案では、動物用医薬品の「販売 (selling)」とされていたものが、第二次草案では「卸売 (wholesaling)」に置き換えられている (Article 11)。
- 動物用医薬品の流通に関連して、獣医関連法に規定すべき要素として「所管当局への副作用の報告」が追加されている (Article 11)。
- 食品生産に関連して規定すべき条件として、第一次草案では「食品流通の中で働く技師の所在の記録」があげられていたが、第二次草案では、これが削除され、「所管当局による施設の登録」が追加されている (Article 12)。
- 動物や畜産物などの国際的な移動及び貿易に関しては、第一次草案では、「輸入」と「輸出」に分けて、それぞれ獣医関連法が規定すべき要素があげられていたが、第二次草案では、これらがすべて削除され、「獣医関連法には、陸生コード第5節に述べられている輸出入関連要素及び獣医証明書に対応するための活動の根拠を規定されていなければならない」の1文に変更されている (Article 13 )。

OIEより提案された改正章	概要
第4.6章 牛、小反芻獣及び豚の精液の収集及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>受精所に入る前のBVD-MDウイルス検査をウイルス血症の検査から抗原検査に明確化。</li> </ul>
第4.7章 家畜及び馬由来のin vivo受精卵の採取及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>IETSが分類した疾病リストから、非OIEリスト疾病を削除。</li> </ul>
第6.4章 家禽生産におけるバイオセキュリティ手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>本章が貿易には関係しないとの一文(under study)を削除。</li> </ul>
第6.9章 抗生物質の責任ある慎重な利用	<p>すべての関係者が協同し、抗生物質を含む獣医療製品(VMP)の責任ある慎重な利用により薬剤耐性の出現等を防止するため、各々の責任を明確化</p> <p>a) 規制当局 提出データに基づく、動物種、使用法毎の手引き制定、遅滞ない認可、VICH のガイドラインに基づく登録手続き制定・臨床試験・耐性評価・ADI/MRL 設定・環境影響評価の実施、サーベイランス、流通広告規制、研修等</p> <p>b) 製造流通業界 情報の提供、記録、規制遵守等</p> <p>c) 獣医師 適切な VMP と使用法の選定、記録。団体によるガイダンス制定を推奨(AVMA のガイダンスを例示)。</p> <p>d) 生産者 獣医の処方に基づく VMP 使用(記録を含む)、管理、研修参加。適切な利用のための生産者団体と獣医師の共働。</p>

OIEより提案された改正章	概要
第7.8章 研究及び教育における動物の利用 第5.13章 実験動物のモデル証明書(新規章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実験動物の輸送に関する推奨事項(不要なストレスの防止、IATA の基準や輸送に関する OIE コードに基づいた適切なコンテナの使用、温度管理、水や餌の供給等)を追加。</li> <li>• 国際輸送に際し使用する、実験動物のモデル証明書(動物衛生上の証明を含む)を提案。</li> </ul>
第7.1章 アニマルウェルフェアに関する推奨事項 緒言	動物生産システムのアニマルウェルフェアに関する原則を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境に対して遺伝的に適した動物の導入</li> <li>• けがを防ぎ、自然な動作が可能な施設</li> <li>• 動物同士の群内環境(序列)に配慮した群管理</li> <li>• 十分な能力を持つ者による適切な管理(病気、けが、混乱の防止)</li> <li>• 痛みを伴う管理が避けられない場合の痛みの軽減</li> </ul> 等
第7.X章 アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム(新規章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象: 肉用牛生産(子牛生産～肥育仕上げ)、子牛肉生産は対象外</li> <li>• 必要に応じて集約型、粗放型に分けて推奨事項を記載</li> <li>• 指標: 行動、罹患率、死亡率、体重や BCS の変化、繁殖効率、肉体的特徴、管理に対する反応、合併症</li> <li>• 推奨事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオセキュリティ: 衛生管理(病気の防止)</li> <li>・ 環境: 暑熱、寒冷、光、空気(アンモニア濃度)、騒音、栄養、転倒を防ぐ床構造や快適な寝床、動物同士の群内環境、飼養密度、野生動物</li> <li>・ 管理: 遺伝的に適した品種の選定と品種内の遺伝的改良(分娩難易)、繁殖管理、子牛の免疫をつけるための初乳、哺育と離乳、痛みの軽減(去勢、卵巣摘出、除角、断尾、個体識別)、管理者の研修</li> </ul> </li> </ul>
第7.5章 動物のと殺	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家禽を電流を流した水槽でスタンニングする場合の最低電流を整理。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
第8.2章 オーエスキー病	<ul style="list-style-type: none"> <li>第79回OIE総会で決議された「飼育下の野生豚(captive wild pig)」、「野生化豚(feral pig)」及び「野生豚(wild pig)」の定義を章全体に反映。</li> </ul>
第8.3章 ブルータング	<ul style="list-style-type: none"> <li>媒介昆虫から守られた施設について獣医当局の認証を追加。</li> </ul>
第8.10章 狂犬病	<ul style="list-style-type: none"> <li>本コードで対象とする狂犬病を、狂犬病ウイルス(Rabies virus:旧classical rabies virus; genotype-1)による感染症と定義(Article 1)。</li> <li>狂犬病の潜伏期間について「6か月未満」から「6か月以下」に変更(Article 1)</li> <li>「犬が、人に対する最も一般的な狂犬病暴露源であること」及び「食肉目及び翼手目などのその他の哺乳類にもリスクがあること」を追加(Article 1)。</li> <li>本章が、「動物衛生及び公衆衛生に対するリスクの削減」と「国際的な疾病拡大の予防」を目的としていることを明確化(Article 1)。</li> <li>野良犬の個体管理の必要性について、「推奨される(encouraged)」から、義務を表す「should」へ変更することで強調(Article 1)。</li> <li>狂犬病清浄国のステータス(自ら宣言)を取得するためには、陸生コードの基準に準じる予防措置を行うこととされており、その措置に含まれるものとして、「家畜の犬、猫及びフェレット」の輸入規制を加えることが検討されていたが、これが「動物」の輸入規制に変更されている(Article 2)。</li> <li>狂犬病清浄国の条件において、「保有宿主」と記載していた部分を「食肉目又は翼手目」と明確化し、また、この変更を受けて、本章冒頭の「保有宿主」についての定義を削除(Article 2)。</li> <li>入国した人の狂犬病感染例については、清浄ステータスに影響しないことを、助動詞を「will」から「does」に変えることで強調(Article 2)。</li> <li>狂犬病犬間伝播清浄国のステータスを新たに規定することが検討されていたが、我が国を含めていくつかの国がこれに反対するコメントを出したことから、この規定は削除されている。</li> <li>動物の輸入条件として「当該動物が積載前又は積載日に狂犬病の臨床症状を呈していないこと」が規定されていたが、「積載前」が削除され、「当該動物は積載日に狂犬病の臨床症状を呈していない</li> </ul>

	<p>こと」に変更されている (Article 3、4、5、6、8)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 我が国は、動物の輸入に対しては、清浄国からの輸入であっても「個体識別」と「識別番号の証明書への記載」を必須の輸入条件とすることを求めていたが、それについては受け入れられていない (Article 3)。一方で、汚染国からの輸入に関しては、我が国の要求が受け入れられ、「個体識別」と「識別番号の証明書への記載」が必須条件に変更されている (Article 5)。また、偶蹄類、馬科、ラクダ科、イノシシ科の動物の輸入についても必須条件として追加されている (Article 6)。</li><li>• 汚染国からの犬、猫、フェレットの輸入に際して必要なワクチン接種については、接種日齢や時期の条件を削除し、積載前に、「陸生マニュアル」にしたがって接種することにするのが検討されていたが、「製造業者の指示」に従って実施するよう変更。また、接種するワクチンについては、陸生マニュアルにしたがって製造されたものでなければならないことを追加 (Article 5)。</li><li>• 汚染国からの犬、猫、フェレットの輸入に際して必要な抗体価の検査時期については、積載の「3カ月から12ヶ月前」にすることが検討されており、我が国はこれに対して「3カ月」の根拠が不明であることから「6カ月から12ヶ月前」にするよう要求している。これについては受け入れられず、依然「3カ月から12ヶ月前」とされている (Article 5)。</li><li>• 汚染国の家畜の輸入に関する基準を一つに統合し、馬科動物の基準を適用することで、反すう動物ラクダ及びイノシシ科の動物も「積載前6ヶ月間の清浄施設での飼育」又は「ワクチン接種」のいずれかの条件を満たさなければならないこととされている (Article 8)。</li><li>• これまで個別の規定されていた狂犬病汚染国からの野生動物、野生化動物及び飼育下の野生動物の輸入条件を一つに統合 (Article 8)。</li><li>• 我が国は、ロシア等から我が国に寄港する漁船等によってもたらされる不法上陸犬対策として、国際船舶による経由動物に対しても、輸入動物と同じ条件を求めることができるように新たな条文を追加することを要求していたが、我が国の要求は受け入れられていない。新たな条文を追加しない理由として、コード委員会は、「経由動物に対しても、輸入と同じ条件を課すべきであること」及び「輸入国の獣医当局の決定により、寄港中の国際船舶に対してはいかなる個別規定も適用できる」と説明している。</li></ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

OIEより提案された改正章	概要
第5.11章 狂犬病に関するモデル証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「model veterinary certificate for dogs, cats originating from countries considered infected with rabies」へ変更。</li> <li>• 個体識別番号について、「識別箇所」を追加すると共に、「刺青その他の個体識別方法」について削除。</li> <li>• 渡航歴について、「過去2年間」としていたところを「過去6カ月間」へ変更。</li> <li>• ワクチン接種時の動物の健康状態について、「健康と見受けられた」から「健康であった」へ変更。</li> <li>• ワクチンの名前について、「不活化ウイルスワクチン名」から「ワクチン名」へ変更。</li> <li>• ワクチン接種及び血清検査を行った獣医師の氏名及び署名を記載内容から削除。</li> <li>• ワクチン及び血清検査結果の有効期限並びに臨床検査結果に関する記載欄において「official veterinarianの氏名及び署名」が求められていたところ、「certifying veterinarianの氏名及び署名」へ変更。</li> <li>• 臨床検査結果について、「be clinically health」から「be free from clinical signs of rabies」へ変更。</li> <li>• 注釈(NOTE)について以下を変更。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体識別が永久的に行われるべきであることを追加。</li> <li>・ 血清検査について、血清検査が必要な場合の要件であることを追加。また、血清検査の結果について、「0.5IU/ml以上」と記載していたところ、「OIEマニュアル従い陽性であること」へと変更。</li> <li>・ 臨床検査の実施時期について、「発送前48時間以内」としていたところ「第8.10章の必要要件のとおり」へ変更。</li> <li>・ 証明書にサインする獣医師がofficial veterinarianでない場合には、official veterinarianのサイン及びスタンプによる裏書きを受けるひつようがあること及びofficial veterinarianとは獣医当局による認定を受けた獣医師であること」の記載を削除し、「証明書は陸生規約の第5.1章及び第5.2章に従う」旨を追加。</li> </ul> </li> </ul>
第8.12章 牛疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 牛疫が世界から撲滅されたことから、研究所等に保有されたウイルスの管理とサーベイランス、万一の再発生時の対応、清浄ステータスの再回復に重点を置き、章の全体が見直されている。</li> <li>• 前文の追加：以下の事実に基づいて2011年に牛疫の撲滅が達成されたとしていることが、章の前文として追加されている(Article 1)。</li> <li>• 世界中のいかなる場所においても、家畜化した又は野生の感受性宿主動物群の中に牛疫ウイルスの残存の有意なリスクがないことが、証拠によって立証されていること。</li> <li>• すべてのOIE加盟国及び非加盟国が、OIEによって明確化されている、国の牛疫清浄化を認定するための道程を完了し、当該感染症の清浄性がOIEによって公式に認定されていること。</li> <li>• 世界中で、牛疫ワクチンの接種が中止されていること。</li> </ul>

- 前文には、このほかに以下の事実が記載されている。
  - ・ 牛疫ウイルス及びワクチンは、世界中の多くの施設で保持され続けており、このことが、動物へのウイルス再感染の小さなリスクとなっている。
  - ・ 保管ウイルスの隔離及び破棄が進むにつれて、動物への再感染リスクは漸進的に小さくなっていくことが期待される。
  - ・ ウイルス放出の可能性があることから、特にウイルスを保管していることが知られている国においては、厳重な監視を継続することが必要である。
  - ・ 本章は、新たなステータスを考慮して、牛疫の再興を予防し、家畜の適切なサーベイランス及び保護を確実に達成するための勧告をする。
- 「症例」の定義の見直し: 牛疫の「症例」の定義については、「臨床症状を呈しているか否かにかかわらず」を追加し、「臨床症状を呈しているか否かにかかわらず、牛疫ウイルスに感染した動物」と定義されている (Article 2)。
- 「感受性動物」の定義の整理: 新たな動物の区分が定義されたことから、牛疫の感受性動物の定義についても、野生動物を「野生化」と「野生」に分け、「家畜、野生化及び野生の偶蹄類の動物」との表現に整理されている (Article 2)。
- 「牛疫ワクチン接種の禁止」の定義の見直し: 「牛疫ワクチン接種の禁止」の定義について、現行コードでは、「牛疫ワクチンの感受性動物への接種及び牛疫異種ワクチンの大型反すう動物又は豚への接種を禁止」することと定義しているが、これが「牛疫ウイルス又は牛疫ウイルス成分を含むワクチンの動物への接種を禁止」することに修正されている (Article 2)。
- 現行サーベイランスの継続: 牛疫の発生がないことを毎年再確認する必要はないとしている一方で、牛疫再発時にその発見ができるようにするため、一般的なサーベイランスは引き続き必要だとされている。また、各国とも、牛疫が疑われる事態が生じたときの緊急対応計画を引き続き維持すべきものとされている (Article 3)。
- 輸入条件の削除: 現行のOIEコードでは、動物及び畜産物の清浄国及び汚染国からの輸入について対象物ごとの輸入条件が規定されているが、これらの規定はすべて削除され、代わって「家畜及び畜産物の輸入又は経路を承認する場合には、獣医当局は牛疫に関するいかなる条件も要求しないものとする」との条件が規定されている (Article 4)。
- 牛疫再発時の対応: 動物又は畜産物の中に牛疫ウイルスが直接又は間接的に発見された場合にはその調査と撲滅のため、世界が協調した緊急対応を実施しなければならないことが規定されている (Article 5)。
- 牛疫の「疑似患畜」の定義付け: 以下の一つ以上の症状を併発し、目及び鼻からの分泌を伴う発熱と定義される『胃腸炎症候群』と整合した臨床症状を呈する感受性動物が発見された場合には、牛疫を疑うものとされている。

- a. 口腔内のびらん、下痢、赤痢、脱水などの臨床症状又は死亡
- b. しょう膜表面の出血、消化管粘膜上皮の出血・びらん、リンパ腺炎の生検所見  
また、臨床症状の有無にかかわらず、牛疫特異抗体が感受性動物から検出された場合も「疑似患畜」とみなすものとされている (Article 5)。なお、牛疫と同じく胃腸炎症候群を呈し、牛疫との類焼鑑別が必要な疾病として、牛ウイルス性下痢粘膜病、悪性カタル熱、牛伝染性鼻気管炎、口蹄疫及び牛丘疹性口炎があげられている。
- 疑似患畜発見時の対応: 疑似患畜が発見された場合には、国は直ちに緊急対応措置を実施するものとされており、緊急対応の結果、牛疫の疑いが排除できない場合には以下の措置を取るものとされている (Article 5)。
  - ・ 陸生マニュアルにしたがって、検査材料を2重に採取し、その一つを国際的なリファレンスラボラトリーに送付すること。
  - ・ 残りの検査材料は、OIE/FAO牛疫リファレンスラボラトリーに送付し、感染源を明らかにするために、ウイルスの分子構造を解明すること。
  - ・ 同時に、感染源を明らかにするための十分な疫学調査を実施すること。
- 牛疫の「患畜」の定義付け: 以下の条件のいずれかを満たした場合には、牛疫と確定するものとされている (Article 5)。
  - a. 動物又は動物由来の生産物から牛疫ウイルスが分離され、同定されること。
  - b. 1頭以上の動物の検査材料から牛疫に特異的なウイルス抗原又はウイルスRNAが同定されること。
  - c. 牛疫が確定もしくは疑われる発生と疫学的に関連した又は最新の牛疫感染と整合した臨床症状を呈する1頭以上の動物から牛疫の抗体が同定されること。
- 牛疫の発生が確定した場合には、以下の措置を取るものとされている (Article 5)。
  - ・ リファレンスラボラトリーは、そのことを関係国、OIE及びFAOに通知すること。
  - ・ 疫学調査によって汚染地域の範囲が示されるまで、国全体が汚染地域とみなされること。
  - ・ 感染が限定されている場合には、すべての症例が含まれる単一の封じ込め地域 (containment zone) を設置することができること。
  - ・ 緊急ワクチン接種される場合には、陸生マニュアルにしたがい製造された組織培養弱毒生ワクチンにのみ使用が認められること。ワクチン接種動物は、群又は個体レベルで常に明確に同定されていなければならないこと。
  - ・ また、世界の牛疫清浄性は停止され、汚染国の貿易に係る措置は、2010年版の陸生コードが適用されることとされている。
- 清浄ステータスの回復: 清浄ステータスを回復するためには、臨床サーベイランス、血清サーベイランス及びウイルス学的サーベイランスを含む標的型のサーベイランスによって清浄性を示すことが必



要とされているが、回復までに必要な期間については以下のとおり規定されている(Article 6)。

1. 摘発淘汰政策(stamping out policy)及び血清サーベイランスが適用されている場合には、最終症例から3カ月
2. 摘発淘汰政策、緊急ワクチン接種及び血清サーベイランスが適用されている場合には、すべてのワクチン接種動物のと殺から3カ月

なお、現行コードでは、緊急ワクチン接種を行い、すべてのワクチン接種動物がと殺されない場合であっても、摘発淘汰政策及び血清サーベイランスが適用されているときには、最終発生又は最後のワクチン接種から6カ月後には清浄ステータスが回復できるものとされているが、この条件は削除されている。

- 世界の清浄性の回復:最後の発生確認から6カ月以内に以下の条件が満たされた場合には、世界の牛疫清浄性が回復するものとされている(Article 7)。
  1. 当該発生が迅速に確認され、国際的な緊急対応計画にしたがい取り扱われたこと。
  2. 信頼できる疫学的情報によって、ウイルスの感染拡大が最小限であったことが明確に立証されていること。
  3. 確固とした防疫措置が迅速に実施され、ウイルスの撲滅に成功したこと。その防疫措置には、感染群及びワクチン接種動物の淘汰が含まれ、検疫や移動管理などの衛生措置が組み込まれていること。
  4. 当該ウイルスの起源が確認され、それが未確認の感染レゼルポアと関連していないこと。
  5. リスク評価によって、再発のリスクが無視できることが示されていること。
  6. ワクチンが接種された場合には、すべてのワクチン接種動物がと殺又は殺処分されていること。

なお、上の条件が満たされない場合には、世界の牛疫清浄性は喪失し、2010年版の陸生コードが再び適用されるものとされている。
- 清浄ステータス回復のためのサーベイランス:清浄ステータスを回復するためには、第1.4章(動物衛生サーベイランス)にしたがった有効なサーベイランスが行われていることを立証する必要があるとされているが、そのほかに以下の事項が規定されている(Article 8)。
  1. サーベイランスの対象は、当該国内の牛疫感受性動物のすべての有意な個体群とする。ある地域では、アフリカスイギュウなどの野生個体群が、牛疫感染のセンチネルになっている場合がある。
  2. 牛疫はキャリアの状況が未知の急性感染症であることを所与のものとすると、臨床学的に疑わしい症例を確認するためには、ウイルス学的サーベイランスが実施されるものとする。疑わしい症例からの試料の迅速な採取及び認定診断施設までの輸送の手順については、陸生マニュアルに規定するものとする。
  3. 牛疫の臨床的及び疫学的特徴並びにその再発のリスクの理解を確実なものとするために、官

	<p>民の獣医師、家畜の所有者を含むすべての動物衛生関係業者の啓蒙プログラムが設けられるものとする。毎日家畜と接触している農家及び作業員並びに診断技術者は、牛疫が疑われる場合には直ちに届け出るものとする。</p> <p>4. 臨床症状発現の差異は、固有の宿主抵抗性のレベルの多様性及び攻撃株の毒性の多様性に帰結することができる。経験的には、事前に臨床症状を明確に規定して行うサーベイランスなどの徴候サーベイランス戦略は、制度の感受性を高める上で有益である。それほど急性ではない症例の場合には、臨床症状が不規則に展開し、検出が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 牛疫ウイルス含有物品の年次更新: 牛疫ウイルス含有物品を所有する施設の宿主国の獣医当局は、毎年11月末までにOIEに年次報告をし、それぞれの施設もまた別に報告するものとされている (Article 9)。</li><li>• 牛疫ウイルス含有物品の定義: 牛疫ウイルス含有物品とは、「牛疫ウイルスの野外株及び検査室内株」、「牛疫ウイルスワクチン株(有効ワクチン及び期限切れワクチン)」、「感染動物又は感染が疑われる動物の組織、血清その他の検体」、「生ウイルスを含有又は遺伝暗号化した診断用試料」とされている。また牛疫特有のウイルス核酸又はアミノ酸配列を含有している組み換えモルビリウイルスは、牛疫ウイルスとみなすとされている。さらに、ウイルスRNA及びウイルスRNAをのcDNAコピーを含む完全長の遺伝材料は、牛疫ウイルス含有物品とみなすとされている。その一方で、複製されるモルビリウイルス又はモルビリウイルス様ウイルスに組み込むことができないモルビリウイルス核酸の半遺伝性分節は、牛疫ウイルス含有物品とはみなさないとされている (Article 9)。</li></ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

OIEより提案された改正章	概要
第8.13章 旋毛虫(トリヒナ)症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「トリヒナ属の感染症 (Infection with <i>Trichinella spp.</i>)」に修正</li> <li>• 「Game meats」(狩猟動物の肉)を「Meat and meat products derived from wildlife」(野生生物由来の肉及び肉製品)に修正している(Article 1)。</li> <li>• トリヒナを不活化するための肉の処理方法として、「調理」「凍結」及び「(特定の温度と時間による)保存処理」をあげることが検討されていたが、この例示をコーデックスで検討中の文書への参照に変更し、OIEのマネートに従って「感受性家畜が感染源に接触する機会を予防すること」に重点を置いた記述に改められている。また、これは「適切なバイオセキュリティ措置の適用によって達成可能」としている(Article 1)。</li> <li>• トリヒナ感染症 (<i>Trichinella infection</i>)を「トリヒナ属の寄生虫によるイノシシ科及び馬科の動物の感染症」と定義している(Article 1)。</li> <li>• 安全物品が規定され、以下の物品については、輸出国や地域の発生状況にかかわらず、トリヒナ感染症に関するいかなる輸入条件も課してはいけないこととされている(Article 2)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 皮革、毛及び剛毛</li> <li>2. 精液、受精卵及び卵子</li> <li>3. 馬科動物の乳及び乳製品</li> <li>4. コーデックス委員会の基準にしたがってトリヒナの幼虫を不活化する処理をした豚の肉及び肉製品</li> </ol> </li> <li>• 感染を予防するための豚舎の基準について、「豚舎の周り10メートル以内の地域」は、げっ歯類動物のすみかとなるような瓦礫があってはならないとすることが検討されていたが、「10メートル」という具体的な数値が削除され、「豚舎の周辺」という抽象的な表現に修正されている。また、豚舎のまわり2メートルは、砂礫で覆うか、「雑草を10センチ未満の高さに刈り取る」ことにする基準が検討されていたが、「コンクリート、砂礫その他の物質」で覆うことによって「雑草が生えないようにする」ことに修正されている(Article 3)。</li> <li>• 飼料の基準について、「購入飼料、自家生産飼料にかかわらず、第6.3章の条件を遵守するものとする」との規定が追加され、豚舎で使用される飼料はOIEコードに従わなければならないことが明確化されている。その一方で、「肉を含む残飯は、陸生マニュアルに従ってトリヒナを不活化する処理がされていること」を基準とすることが検討されていたが、これが削除され、OIEコードの「飼料」の基準を満たさない残飯の給餌は認められないことになっている(Article 3)。</li> <li>• 豚舎の基準として、感染したげっ歯類の農場への侵入リスクを最小限にするために、「厨芥残差置き場は農場近くに設置しないものとする」との基準が検討されていたが、この規定が削除されている(Article 3)。</li> </ul>

- 豚舎に求められる措置の基準に「個体識別及びトレーサビリティシステム」を入れることが検討されていたが、清浄ステータスの要件(Article 4)に移動している(Article 3)。
- 豚舎に新たに導入する豚については、これまで「トリヒナ清浄の農場又はコンパートメント」からの導入が「望ましい」とする規定が検討されていたが、「導入豚は、『トリヒナ清浄群』に由来するべきものとする」となり、「望ましい」(preferable)から「べきもの」(should)に変更されている。また、導入豚に感染が確認された場合の隔離の対象については、これまで「当該導入豚」とすることが検討されていたが、それが「導入されたコホート(一団)全部」に拡大されている。また、「当該豚はと殺され、その肉は非安全肉の取り扱いに関する国家規則に従い処理又は化製されるものとする」との規定が検討されていたが、この規定が削除され、感染豚の肉は検査を受けて、その結果に応じて、「廃棄処分を決定」することに修正されている(Article 3)。
- 豚のトリヒナ感染症のステータスのクライテリアが以下のとおり規定されている (Article 4)。
  1. すべての動物(家畜及び野生動物)のトリヒナ感染症が、当該国全域で届出対象になっていること(現行の規定では「すべての動物(家畜及び野生動物)」の記述がなく、届出対象は「豚のみ」と解釈される)。
  2. 家畜豚の個体識別及びトレーサビリティシステムが、第4.1章及び第4.2章の規定に従い実施されていること。
  3. 人が消費するために業として飼育されている野生動物の肉を追跡するための適切な規定が施行されていること。
  4. 獣医当局が、当該国又は地域のすべての家畜豚に関する最新の情報と権限を有していること。
  5. 獣医当局が、当該国又は地域の野生豚及び野生化豚の数及び生息に関する最新の情報を有していること。
  6. 家畜豚におけるトリヒナ感染症の存在及び遺伝子型並びに野生豚、野生化豚及びその他の感受性野生生物によるリスクを発見することができる適切なサーベイランスが実施されていること。
- 新たに「豚におけるトリヒナ感染症の無視できるリスクの国又は地域」のステータス(自ら宣言)の要件が提案されている(Article 5)。
  1. 少なくとも過去24ヶ月間、第8.13.4条(国、地域又は群のための家畜豚のトリヒナ感染症ステータスの決定)が遵守されていること。
  2. 少なくとも過去24ヶ月間、第8.13.11条(トリヒナ感染症のサーベイランス)のサーベイランスの規定が遵守され、その結果、家畜豚に自所性のトリヒナ感染症がないことが立証されていること。
  3. 野生生物のレゼルボア宿主から家畜豚へのトリヒナ感染症の伝播リスクが評価されており、家畜豚群を保護するための適切なバイオセキュリティ措置が設定されていること。この措置には、第8.13.11条にしたがった、野生生物におけるトリヒナ感染症の計画的なモニタリングを含むものとする。

4. 導入される豚は、トリヒナ感染症の無視できるリスクの国もしくは地域又はトリヒナ清浄群から導入されたものであること。
- これまで検討されていた清浄農場、清浄コンパートメントの清浄ステータスに変えて、各国が「無視できるリスクの国または地域」内に「トリヒナ清浄豚群」を認定するための要件が提案されている (Article 6)。
    1. 当該群の豚農場をトリヒナ清浄と認定するまでの12ヶ月間に、最短でも6か月の間隔をあけて、少なくとも2回農場を訪問し、第8.13.3条(家畜豚群の感染防護措置)に規定された最適管理措置の遵守を実証すること。
    2. 当該群をトリヒナ清浄と認定するまでの12ヶ月間にと殺場に送られたすべての豚の筋肉試料が陸生マニュアルに規定された消化法によって検査され、トリヒナ感染陰性であることが示されていること。
    3. 毎年査察が実施され、第8.13.3条(家畜豚群の感染防護措置)に規定された最適管理措置の遵守が実証されていること。
    4. 繁殖豚がいる場合にはそれを含めた当該豚群の調査が、農場もしくはと場における精液又は筋肉の採取を通じて毎年行われていること。
    5. 農場において実施されているすべての管理措置が記録されていること。
    6. 導入される豚は、トリヒナ感染症の無視できるリスクの国もしくは地域又はトリヒナ清浄群から導入されたものであること。

なお、陽性診断の確定は、少なくとも100グラム以上の肉を使用して、陸生マニュアルにしたがって、消化法によって行うこととされている。また、2及び4の条件は、無視できるリスクの国・地域の群には適用されないとされている。

- 家畜豚の肉及び肉製品の輸入条件では、認定と畜場でと殺された豚に由来するという条件のほかに以下のいずれかを満たすことが条件とされている (Article 7)。
  - a. 無視できるリスクの国又は地域の家畜豚に由来するものであること。
  - b. トリヒナ清浄群の家畜豚に由来するものであること。
  - c. 消化法で陰性の家畜豚に由来するものであること。
  - d. コーデックス委員会の基準にしたがってトリヒナ幼虫を不活化する処理が行われていること。
- 野生豚又は野生化豚の輸入条件では、第6.2章(動物衛生及び公衆衛生上重要な生物学的危害のと殺前及びと殺後の肉検査を通じた管理)にしたがって検査されたものであるという条件のほかに、以下のいずれかを満たすことが条件とされている (Article 8)。
  - a. 消化法で陰性の野生豚又は野生化豚に由来するものであること。
  - b. コーデックス委員会の基準にしたがってトリヒナ幼虫を不活化する処理が行われていること。
- 家畜の馬科動物の輸入条件では、認定と畜場でと殺された馬科動物に由来するという条件のほかに

	<p>消化法で陰性の馬科動物に由来するものであることが条件とされている (Article 9)。検討されていた「トリヒナ幼虫を不活化する処理が行われていること」は条件から削除されている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 野生又は野生化した馬科動物の輸入条件では、第6.2章(動物衛生及び公衆衛生上重要な生物学的危害のと殺前及びと殺後の肉検査を通じた管理)にしたがって検査されたものであるということのほか、消化法で陰性の馬科動物に由来するものであることが条件とされている (Article 10)。検討されていた「トリヒナ幼虫を不活化する処理が行われていること」は条件から削除されている。</li><li>• 家畜豚における自所性のトリヒナ感染症がないことを立証するためのサーベイランスが新たに規定されており、獣医当局は以下の要件を満たすものとされている (Article 11)。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 第1.4章(動物衛生サーベイランス)にしたがい、サーベイランスの目的に基づく計画、有病率及び信頼率の選択を正当化すること。当該計画は、感染状況又は歴史的、疫学的状況を適切に考慮するものとする。</li><li>2. と殺豚の採材に加えて、すべての繁殖用雌豚及び雄豚並びに外部環境にさらされているすべての家畜豚が、陸生マニュアルにしたがい検査を受けるよう確保すること。</li><li>3. 人の消費のためにと殺されるすべての野生及び野生化豚が、陸生マニュアルにしたがい検査を受けるよう確保すること。</li><li>4. 野生及び野生化豚を含む野生生物のトリヒナ感染症の所見を疫学調査の対象にすること。</li><li>5. 標的型サーベイランス又は、狩猟、野生動物管理プログラム、路上轢死動物調査、独立研究などその他の目的で収集されたサンプルを利用して、野生生物におけるトリヒナ感染症のデータを入手すること。</li></ol></li></ul>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

OIEより提案された改正章	概要
第8.15章 水胞性口炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>水胞性口炎汚染国からの家畜の牛、緬羊、山羊及び馬の輸入条件では、当該家畜が、生誕以来又は過去21日間水胞性口炎の発生が「公式に」報告されていない施設で飼育されていることが条件とされているが、この条件から「公式に」が削除されている(Article 6)。</li> </ul>
第4.14章 ハチの衛生及び疾病セキュリティ手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>章のタイトルを「ハチ疾病の公的衛生管理」に修正。内容にタイトルを合わせるため。</li> <li>章の目的として、「本章は、ハチ疾病の公的衛生管理のためのガイドラインを示すことを目的とする。これらのガイドラインは、国レベルで流行しているミツバチ疾病の防疫と外国の疾病の侵入を発見するために必要なものであり、これによって、ハチ、ハチ製品及び養蜂関連資材の安全な国際貿易を確保するものである。本ガイドラインは、全般的なものとして組み立てられており、個別の基準又は条件は、個別ハチ疾病に関する第9.1章から第9.6章までに規定されている。」と規定している(Article 1)。</li> <li>ハチ疾病の公式衛生管理に最低限必要な条件として、「獣医当局による養蜂場の全国的な登録制度」が追加されている(Article 2)。</li> <li>養蜂場の全国的な登録制度に必要な条件として以下の項目があげられている(Article 3)。また、主要養蜂場(年間で巣箱が最も長く置かれる場所)だけでなく、季節別養蜂場についても登録するものとされている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>個別養蜂場のGPS座標、又は地方自治体もしくは地域のグリッド入り地図上における個別養蜂場のマッピング</li> <li>養蜂場にコロニーが形成される時期</li> <li>養蜂場当たりの予定巣箱数</li> <li>養蜂場のみつばち所有者の名前及び所在地</li> </ol> </li> <li>公的サーベイランスで必要とされる養蜂場の立ち入り検査について、「全国の養蜂場を代表する数」の養蜂場を訪問することが明確化されている(Article 4)。</li> <li>輸出認定養蜂場の条件として、現行では「半径50キロ圏内で、少なくとも過去2年間、バロア病の発生報告がないこと」と「半径5キロ圏内で、少なくとも過去8年間、陸生コードに含まれているその他の伝染性の症例報告がないこと」が規定されているが、これらが削除され、「陸生コードに含まれているハチ疾病のうち、輸出国と輸入国の状況に応じて決められた疾病についての陽性報告がないこと」が条件に追加されている(Article 5)。</li> <li>輸出認定養蜂場の条件のうち、検査官等による立ち入り検査の時期については、現行では「春、繁殖期及び秋」の3回が規定されているが、これが「疾病発見にとって最も適切な時期」に2回行うことに</li> </ul>

修正されている(Article 5)。

- 輸出認定養蜂場の条件として「積載前7日以内に体系的に採材され、陸生コードに含まれているハチ疾病のうち、輸出国と輸入国の状況に応じて決められた疾病についての清浄性が認められていること」が追加されている(Article 5)。
- 輸出認定養蜂場の養蜂業者の責務として、現行では「ハチの伝染性疾病」の獣医当局への通報が規定されているが、これが「ハチの疾病」の通報へと修正され、伝染病以外の疾病についても通報することとされている(Article 5)。
- 輸出認定養蜂場の養蜂業者は、「女王蜂」と「それに付随する蜂」の両方を30日ごとに採取し、検査施設に送付するようにすることが検討されてきたが、「女王蜂」と「それに付随する蜂」のいずれか一方を送付すればよいことに修正されている。また、その陽性結果については所管当局に通報することが条件に追加されている(Article 5)。
- 養蜂設備の衛生消毒条件として、現行では、設備の消毒前に「洗浄」と「こすり落とし」をすることが規定されているが、「こすり落とし」が削除されている(Article 6)。
- 養蜂設備の衛生消毒条件として、現行では「生産形態に応じた適切な種類の設備を採用するよう考慮しなければならない」と規定されているが、これが削除されている(Article 6)。
- 養蜂設備の衛生消毒条件として、「巣箱だけでなく、巣の中の幼虫までがバロア病、アメリカ腐蛆病又はヨーロッパ腐蛆病に汚染されているなど、状況が悪い設備については、焼却するものとする」との条件が規定されているが、この条件が削除されている(Article 6)。
- 養蜂設備の衛生消毒条件として、「適切な措置が行われない場合には、みつばちから製品を離して蔵置し、養蜂設備と製品との接触を避けるものとする」と「養蜂設備の清掃、消毒による廃水は、常にみつばちから離して蔵置し、下水又は使用されていない井戸に廃棄されなければならない」が規定されているが、これらが削除されている(Article 6)。



OIEより提案された改正章	概要
第9.1章 アカリンダニ症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「アカリンダニによるみつばちの感染症」に修正。</li> <li>• アカリンダニの生息及び繁殖場所に関する記述、初期症状が発見されにくい、春先に発生が多いといった病態に関する記述を入れることが検討されていたが削除されている(Article 1)。</li> <li>• アカリンダニ症に関するいかなる輸入条件も課してはならない安全物品に「未成虫みつばち(卵、幼虫及びさなぎ)」が追加されている(Article 2)。</li> <li>• アカリンダニ症の清浄コンパートメントの考え方が検討されてきたが、この考え方は適用しないこととして削除されている(Article 4)。</li> <li>• アカリンダニ症の清浄ステータスを維持するためには、毎年調査を実施し、「陰性」の結果であることが求められているが、これが「陽性ではない」結果を示すことに修正されている(Article 4)。</li> <li>• 輸出認定養蜂場をアカリンダニ症に関連して認定する場合の具体的な調査の方法として、「統計学的に妥当な数のみつばちをコロニーごとに検査」し、「すべてのライフステージのアカリンダニから清浄」であることを示すことが規定されている(Article 5)。</li> <li>• 安全物品とされたことから、みつばちの卵、幼虫及びさなぎの輸入条件が削除されている(Article 6)</li> </ul>
第9.4章 ハチノスムクゲケシキスイ症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「ハチノスムクゲケシキスイ感染症」に修正</li> <li>• ハチノスムクゲケシキスイ症の病態及びハチノスムクゲケシキスイの生態に関する記述が削除されている(Article 1)。</li> <li>• ハチノスムクゲケシキスイは、望ましい繁殖環境にあれば、「5から12週おきに新しい卵を産むことができる」とされているが、この記述が「4カ月から6カ月の生涯で、1000以上の卵を産むことができる」に修正されている。</li> <li>• ハチノスムクゲケシキスイの清浄ステータス決定のためのクライテリアに「リスクアセスメントが実施され、ハチノスムクゲケシキスイが発生するすべての潜在的要因と、その歴史的な展望について明確化されていること」が追加されている(Article 3)。</li> <li>• 清浄ステータスの条件として、ハチノスムクゲケシキスイに汚染されたすべての設備が処分されているか、又は洗浄・消毒されていることがあげられているが、その消毒の方法について、以下の方法のいずれかによるものとして具体的に規定されている(Article 4)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 中心温度が50°Cになるまで加熱し、その温度を24時間維持すること。</li> <li>ii. 24時間凍結すること。</li> <li>iii. 400グレイの放射線を照射すること。</li> </ul> </li> <li>• 清浄国・地域以外の地域から輸入される養蜂用中古設備については、ハチノスムクゲケシキスイが殺滅される方法で処理されていることが条件として規定されているが、その処理の方法について、以下の方法のいずれかによるものとして具体的に規定されている(Article 8)。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 中心温度が50℃になるまで加熱し、その温度を24時間維持すること。</li> <li>ii. 24時間凍結すること。</li> <li>iii. 400グレイの放射線を照射すること。</li> <li>• 清浄国・地域以外の地域からのハチが収集した花粉及びハチの巣の形態で輸入される蜜蝋については、ハチノスムクゲケシキスイが殺滅される方法で処理されていることが条件として規定されているが、その処理の方法について、以下の方法のいずれかによるものとして具体的に規定されている( Article 9)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 中心温度が50℃になるまで加熱し、その温度を24時間維持すること。</li> <li>ii. 24時間凍結すること。</li> <li>iii. 400グレイの放射線を照射すること。</li> </ul> </li> <li>• 清浄国・地域以外の地域から輸入されるハチの巣の中のはちみつについては、「12℃以下の温度処理」を受けることが条件として規定されているが、これが「凍結」に修正されている( Article 4)。</li> </ul>
第9.5章 ミツバチトゲダニ症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「トロピラエラプス属によるみつばちの感染症」に修正</li> <li>• ミツバチトゲダニ症は、「セイヨウミツバチ (<i>Apis mellifera</i> L) の疾病」とされているが、これが「みつばち属の種の疾病」に、「<i>Tropilaelaps clareae</i>, <i>T. koenigerum</i>, <i>T. thai</i>及び<i>T. mercedesae</i>のダニによって引き起こされる」とされているが、これが「トロピラエラプス属のさまざまな種によって引き起こされる」にそれぞれ修正されている( Article 1)。</li> <li>• トロピラエラプス属のダニは、「セイヨウミツバチ、ヒマラヤオオミツバチ、オオミツバチ」の幼虫の外部寄生虫とされているが、これが「みつばち属の種」の幼虫の外部寄生虫に修正されている( Article 1)</li> <li>• ミツバチトゲダニ症の清浄コンパートメントの考え方が検討されてきたが、この考え方は適用しないこととして削除されている( Article 4)。</li> <li>• 国及び地域の清浄ステータスの条件として、当該国・地域における野生化したハチが存在しないことを入れるか否か検討されてきたが、「みつばち属」のハチの「野生化した自生群がないこと」を条件として入れることが提案されている( Article 4)。</li> <li>• 現行では、ハチの幼虫が入った巣と一緒に輸入される生きたハチについては、清浄国・地域からのもののみ輸入が認められものとされているが、清浄国・地域以外からであっても、以下の条件をすべて満たした場合には、輸入が認められるとして条件が追加されている( Article 5)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該ハチが、かごに入れられた女王蜂がいる、幼虫を含まない人工の巣のハチの群に由来すること。</li> <li>2. かごに入れられた女王蜂及びハチの群れが、有効な動物用医薬品で処理されており、積載前に25日間、幼虫から隔離されていること。</li> <li>3. 積載前に獣医サービスの検査を受け、当該ダニが存在する証拠がないことが示されていること。</li> </ol> </li> <li>• 現行では、ハチの幼虫が入った巣とは別に輸入される生きたハチについても、輸入条件が規定され</li> </ul>

ているが、この条件がすべて削除され、そのようなハチの輸入についての規定がなくなっている (Article 6)。ただし、働き蜂と一緒に輸入される女王蜂については、清浄国・地域以外からのものであっても、輸入を認めるものとするのが新たに規定されている (Article 5)。

- 養蜂用中古設備、並びにハチが収集した花粉、巣の形態で輸入される蜜蝋、ハチの巣及びプロポリスについては、「清浄国・地域に由来するもの」、「生きているみつばち又はハチの幼虫が含まれていず、積載前少なくとも21日間、生きてみつばちと接触しないように保存されているもの」、「トロピラエラプス属のダニが殺滅される方法で処理されているもの」のいずれかに該当すれば、輸入が認められるものとされているが、トロピラエラプス属のダニを殺滅する方法について、以下のいずれかの方法とすることが具体的に規定されている (Article 8)。
  - a. 中心温度が50°Cになるまで加熱し、その温度を20分間維持すること。
  - b. 中心温度がマイナス20°Cになるまで冷却し、48時間凍結すること。
  - c. 1平米当たり48グラムの臭化メチルを含む大気圧のガスで、10から15°Cの温度で2時間くん蒸すること。
  - d. 350グレイの放射線を照射すること。

OIEより提案された改正章	概要
第9.6章 バロア病	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「バロア属によるみつばちの感染症」に修正</li> <li>• バロア病は、「セイヨウミツバチ (<i>Apis mellifera</i> L) の疾病」とされているが、これが「みつばち属の種の疾病」に修正されている (Article 1)。</li> <li>• バロア病は、「ミツバチヘギイタダニの韓国及び日本のハプロタイプによって引き起こされる」とされているが、これが「バロア属のダニ、主としてミツバチヘギイタダニによって引き起こされる」に修正されている (Article 1)。</li> <li>• バロア属のダニは、「セイヨウミツバチ」の成虫及び幼虫の外部寄生虫とされているが、これが「みつばち属」の成虫及び幼虫の外部寄生虫に修正されている (Article 1)。</li> <li>• バロア病が拡がる原因として、汚染された「ハチ製品」及び「養蜂用中古設備」の移動が追加されている (Article 1)。</li> <li>• バロア病の清浄コンパートメントの考え方が検討されてきたが、この考え方は適用しないこととして削除されている (Article 4)。</li> <li>• バロア症の清浄ステータスを維持するためには、最終発生後3年間、毎年調査を実施し、「陰性」の結果であることが求められているが、これが「陽性ではない」結果を示すことに修正されている (Article 4)。</li> <li>• 国及び地域の清浄ステータスの条件として、当該国・地域における野生化したハチが存在しないことを入れるか否か検討されてきたが、「みつばち属」のハチの「野生化した自生群がないこと」を条件として入れることが提案されている (Article 4)。</li> <li>• バロア病清浄養蜂場の条件を規定することが検討されていたが、このような養蜂場は、島などかなり限定された場所のみ技術的に可能なものであり、一般的にはあり得ないということから、このような養蜂場の条件は規定しないこととされている。</li> <li>• みつばちの幼虫、みつばちのさなぎ及び幼虫入りの巣についても、生きた女王蜂、働き蜂、雄蜂の輸入条件を適用することとして修正されている (Article 5)。</li> <li>• 現行では、生きたハチについては、清浄国・地域からのもののみ輸入が認められものとされているが清浄国・地域以外からであっても、以下の条件をすべて満たした場合には、輸入が認められるとして条件が追加されている (Article 5)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該ハチが、かごに入れられた女王蜂がいる、幼虫を含まない人工の巣のハチの群に由来すること。</li> <li>2. かごに入れられた女王蜂及びハチの群れが、有効な動物用医薬品で処理されていること。</li> <li>3. 積載前に獣医サービスの検査を受け、当該ダニが存在する証拠がないことが示されていること</li> </ol> </li> <li>• 養蜂用中古設備、並びにハチが収集した花粉、養蜂用プロポリス、未加工の蜜蝋、ハチの巣内のは</li> </ul>

	<p>ちみつについては、「清浄国・地域に由来するもの」、「生きているみつばち又はハチの幼虫が含まれていず、積載前少なくとも21日間、生きたみつばちと接触しないように保存されているもの」、「トロピラエラプス属のダニが殺滅される方法で処理されているもの」のいずれかに該当すれば、輸入が認められるものとされているが、トロピラエラプス属のダニを殺滅する方法について、以下のいずれかの方法とすることが具体的に規定されている (Article 8)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中心温度が50°Cになるまで加熱し、その温度を20分間維持すること。</li> <li>中心温度がマイナス20°Cになるまで冷却し、48時間凍結すること。</li> <li>1平米当たり48グラムの臭化メチルを含む大気圧のガスで、10から15°Cの温度で2時間くん蒸すること。</li> <li>350グレイの放射線を照射すること。</li> </ol>
第11.3章 牛ブルセラ病	<p>【明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛、緬山羊、豚に分かれていた章を一つにまとめてラクダと鹿も対象とし、章のタイトルを「ブルセラ・アボルタス、ブルセラ・メリテンシス及びブルセラ・スイス感染症」に修正し、「Bovine brucellosis」(牛ブルセラ病)等を「Brucella infection」(ブルセラ菌感染症)に修正(章全体)</li> <li>章の目的を「動物におけるブルセラ・アボルタス、ブルセラ・メリテンシス及びブルセラ・スイスの感染拡大リスクと、それらが人に感染するリスクを軽減すること」と規定している (Article 1)。</li> <li>「ブルセラ菌」とは、「ブルセラ・アボルタス、ブルセラ・メリテンシス及びブルセラ・スイス」を指す旨明確化 (Article 1)。</li> <li>本章における「動物」とは、以下のカテゴリーの「家畜」及び「飼育野生動物」であると明確化(従って、野生動物や野生化した家畜での疾病発生は清浄ステータスに影響しない)</li> <li>(Article 1)。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>牛科: 牛 (<i>Bos Taurus</i>, <i>B. indicus</i>, <i>B. frontalis</i> 及び <i>B. javanicus</i>)、ヤク (<i>B. grunniens</i>)、バイソン (<i>Bison bison</i> 及び <i>B. bonasus</i>) 及び水牛 (<i>Bubalus bubalis</i>)</li> <li>Ovidae 及び Capridae: 緬羊 (<i>Ovis aries</i>) 及び山羊 (<i>Capra aegagrus</i>)</li> <li>豚: 家畜豚 及び イノシシ (<i>Sus scrofa</i>)</li> <li>ラクダ科: ヒトコブラクダ (<i>Camelus dromedarius</i>)、フタコブラクダ (<i>Camelus bactrianus</i>)、ラマ (<i>Lama glama</i>)、アルパカ (<i>Lama pacos</i>)、グアナコ (<i>Lama guanicoe</i>) 及びビクーニャ (<i>Vicugna vicugna</i>)</li> <li>鹿科: アカシカ、ワピチ、ニホンジカ、サンバー、ルーサ、ダマジカ、オジロジカ、オグロジカ、ミュールジカ 及び トナカイ (<i>Cervus elaphus</i>, <i>C. canadensis</i>, <i>C. nippon</i>, <i>C. unicolor</i>, <i>C. timorensis</i>, <i>Dama dama dama</i>, <i>Odocoileus virginianus borealis</i>, <i>Odocoileus hemionus columbianus</i>, <i>Odocoileus hemionus hemionus</i> 及び <i>Rangifer tarandus</i>)</li> <li>ヤブノウサギ (<i>Lepus europaeus</i>)</li> </ol>

- 不顕性感染症もコードの対象にすることを明確化(Article 1)
  - 「症例(case)」を「ブルセラ菌に感染した動物」と定義(Article 1)
  - 「発生(occurrence)」を以下のいずれかの場合と定義(Article 1)
    1. ブルセラ菌が、動物又はその動物由来の製品から分離又は同定される。
    2. 一つ以上の検査によって陽性の結果が得られ、ブルセラ菌感染症の疫学的証拠がある。
  - 十分な科学的な情報がない場合には、牛特異的間接ELISAを除く牛科のための検査法を鹿科及びラクダ科にも適用してもよいことを明確化(Article 1)
  - 「種畜及び肥育用家畜」及び「と場直行家畜」の輸入条件は、現行では「去勢雄を除く牛」のみ規定されているが、この条件を第1条に規定される「すべての動物」に適用するよう修正されている(Article 8、9)。
  - ヤブノウサギの輸入条件が新たに規定されており、以下の条件を満たした場合には、輸入を認めるものとされている(Article 10)。
    1. 積載日にブルセラ菌感染症の臨床症状を呈していないこと。
    2. 効果的な調査を確実に実施し、ウサギ飼養施設においてブルセラ菌感染症が疑われるすべての症例が報告されるプログラムが実施されていること。
  - 「精液」及び「受精卵／卵子」の輸入条件は、現行では「牛」のみ規定されているが、この条件を第1条に規定される「すべての動物」に適用するよう修正されている(Article 11、12)。
  - 「第11.3.2条に規定されているもの以外の生鮮肉及び肉製品」、すなわち、「骨格筋以外の生鮮肉及び肉製品」についての輸入条件が新たに規定されており、以下の条件を満たした場合には、そのような肉であっても輸入を認めるものとされている(Article 13)。
  - 肉の元となる動物が、第6.2章に規定されると殺前及びと殺後の検査を受けていること。
  - 肉の元となる動物が、清浄群に由来していること、又は所定の検査を受けて陰性であること。
  - 「乳及び乳製品」の輸入条件が新たに規定されており、以下の条件を満たした場合には、輸入を認めるものとされている(Article 14)。
  - ブルセラ菌感染症の清浄群由来の動物から生産されていること。
  - 低温殺菌又はコーデックス基準で規定された同等の効果のある措置を受けていること。
  - 「羊毛及び毛」の輸入条件が新たに規定されており、以下の条件を満たした場合には、輸入を認めるものとされている(Article 15)。
    1. ブルセラ菌感染症の動物に由来していないこと。
    2. ブルセラ菌を確実に殺滅する加工が行われていること。
- 【清浄ステータス】(自ら宣言)
- 国及び地域の清浄ステータスについては、現行では牛及び緬山羊の「ブルセラ病清浄国・地域」のみ規定しているが、動物種横断的あるいは動物種ごとに、ワクチン接種の有無に応じて「ワクチン非接

種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」及び「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」の2つに分けてステータスを決められるよう変更している。(Article 3、4)。

- 「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」の条件では、現行の「牛ブルセラ病清浄国・地域」の条件を以下のとおり修正している(Article 3)。なお、どちらの条件においても、ワクチン接種については過去3年間禁止されている。
  - ・ 「流産などのブルセラ菌感染症が疑われるすべての症例の効果的な報告を確保し、流産材料が診断のために検査施設に定期的に届けられるプログラムが施行されていること」の追加
  - ・ 「少なくとも過去3年間、ブルセラ菌感染による流産症例及びブルセラ菌の分離事例が報告されていないこと」の追加
  - ・ 実際には感染していないが血清検査で偽の陽性を示す個体については「リアクター」と呼ばれており、現行では、リアクターについては、すべてと殺することが条件となっているが、この条件を削除。
  - ・ 現行では、感染率が0.2%を超えないことを条件としているが、豚以外について、「当該群の少なくとも99.8%、当該国・地域の少なくとも99.9%にブルセラ菌感染症が認められないこと」、その期間については「3年連続して」と新たに規定。
  - ・ 現行では、「定期的な血清検査」を行うことが条件とされているが、これを「第1.4章(動物衛生サーベイランス)にしたがったサーベイランスプログラム」を定期的に行うことに変更。なお、この条件も豚については適用されない。
  - ・ 現行では、その国のすべての牛群が公式に清浄であると認定されており、過去5年間、リアクターが認められていない場合には、当該国が自ら防疫措置を決定できることになっているが、この記述が削除され、サーベイランスプログラムによって過去5年間ブルセラ菌感染症が検出されない場合であっても、第1.4章のサーベイランスを継続するものとされている。
  - ・ 現行では、原則として、清浄国・地域、公式清浄群又は清浄群からの動物のみを輸入することが条件となっており、ワクチン非接種の動物であって、所定の検査を受けて陰性のもののみが例外的に輸入することが認められているが、この条件がすべて削除されている。
  - ・ 現行では、ワクチン非接種が条件とされていない清浄群からの動物の輸入が認められていることから、ワクチン接種動物であっても清浄群からの輸入であれば清浄ステータスに影響を与えないが新たな条件では、ワクチン接種動物の輸入はすべて禁止されている。
  - ・ 動物、精液、受精卵及び卵子の輸入条件を定めた第11.3.8条から第11.3.12条に規定された条件を満たしたものの以外の動物等を輸入してはならないことが条件として明確に規定されている。
- 牛または緬山羊を対象に、「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」の条件が以下のとおり規定されている(Article 4)。なお、このステータスについても、動物種横断的あるいは動物種ごとに設定できることになっている。

1. 動物のブルセラ菌感染症が当該国において届出対象になっていること。
  2. ワクチン接種動物が、恒久的なマークによって同定されていること。
  3. 流産などのブルセラ菌感染症が疑われるすべての症例の効果的な報告を確保し、流産材料が診断のために検査施設に定期的に届けられるプログラムが施行されていること。
  4. 少なくとも過去3年間、ブルセラ菌感染による流産症例及びブルセラ菌の分離事例が報告されていないこと。
  5. 当該群の少なくとも99.8%、当該国・地域の少なくとも99.9%にブルセラ菌感染症が3年連続して認められないことを、すべての群の定期的な検査によって立証されていること。
  6. ブルセラ菌感染症を発見するために、動物の定期的な検査に基づくサーベイランスプログラムが、第1.4章にしたがって、当該国・地域において実施されていること。
  7. 上記3、5、6のサーベイランスプログラムによって、過去5年間ブルセラ菌感染症が発見されていない場合であっても、第1.4章にしたがって、サーベイランスが継続されていること。
  8. 輸入される動物及び遺伝子材料(精液、受精卵及び卵子)は、第11.3.8条から第11.3.2条までの基準を遵守していること。
- 現行の「牛ブルセラ病公式清浄群」は、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」に変更され、以下のとおり条件が修正されている(Article 5)。なお、新旧いずれの条件においても、ワクチン接種については過去3年間禁止されている。
    - a. 「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」にあり、「獣医当局が認定」した群は、その条件だけで「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」とされることが追加されている。
    - b. 「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」にあるものの、「獣医当局がワクチン非接種清浄であることを認定」し、「過去3年間にワクチン接種された動物がいない」場合には、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」とされることが追加されている。
    - c. a及びbの条件を満たさない場合の条件として
      - ・ 「ブルセラ菌感染症が当該国において届出対象になっていること」が追加されている。
      - ・ ブルセラ菌感染症の証拠が認められてはいけない期間が、「過去6カ月間」から「過去9カ月間」に延長されている。
      - ・ 血清検査の対象が、「去勢雄を除く1歳齢以上の牛」から「全動物」に拡大され、必要とされる2回の検査の間隔が「12カ月」から「6カ月を超えて12カ月まで」に短縮されている。
  - 「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」を維持するための条件として、「当該国・地域における群の感染率に応じた頻度で実施されている定期的な検査によって、ブルセラ菌感染症が起きていないことが立証されていること」及び「同施設で飼育されている疫学関連動物種に感染の証拠がないこと又は同施設で飼育されている他の動物種からブルセラ菌が感染しないようにするための措置が実施されていること」が追加されている。



- 「牛ブルセラ病公式清浄群」の条件では、原則として「牛ブルセラ病公式清浄群」からのみ動物の導入が認められているが、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」の条件では、「i. ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域の動物」及び「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域に由来するが、過去3年間ワクチン接種されていない動物」の導入も認められている。
- 「牛ブルセラ病公式清浄群」の条件では、例外的に「ワクチン接種されていない動物」であって、「牛ブルセラ病清浄群に由来」し、「導入前30日間、ブルセラ菌の抗原とCF抗体が陰性」である動物の導入が認められているが、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」の条件では、当該動物がワクチン接種されていない期間を「3年間」と具体的に規定し、検査の時期については「導入前30日」から「積載前30日」に修正され、検査の方法は、具体的な方法が削除され、「所定の検査」と曖昧な表現になっている。また、出産した動物については、「牛ブルセラ病公式清浄群」の条件では「出産後14日以後に再検査」することとされているが、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」の条件では、「出産後少なくとも30日」に延長されている。また、この検査については、性的に未熟な動物及び18カ月齢未満のワクチン接種動物には必要ないとされている。
- 現行の「牛ブルセラ病清浄群」は、「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群」に変更され、以下のとおり条件が修正されている(Article 6)。なお、この群ステータスについては、牛科と緬山羊のみに適用されることになっている。
  - a. 「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄国・地域」にあり、「獣医当局が認定」した群は、その条件だけで「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群」とされることが追加されている。
  - b. 上の条件を満たさない場合の条件として
    - 「ブルセラ菌感染症が当該国において届出対象になっていること」が追加されている。
    - 雌牛に生ワクチンを使う時期について、「牛ブルセラ病清浄群」の条件では、3カ月齢から6カ月齢までの間とされているが、この条件が削除されている。
    - 「ワクチン接種動物が、恒久的なマークによって同定されていること」が条件として追加されている。
    - 当該群は、「過去9カ月間、ブルセラ菌の感染が認められてはいけないこと」が条件として追加されている。
    - 検査の対象が、「牛」から「全動物」に拡大され、必要とされる2回の検査の間隔が「12カ月」から「6カ月を超えて12カ月まで」に短縮されている。また、1回目の検査については、最終症例のと殺後3カ月以上経過した後実施することとされている。
- 「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群」を維持するための条件として、「当該国・地域における群の感染率に応じた頻度で実施されている定期的な検査によって、ブルセラ菌感染症が起きていないことが立証されていること」及び「同施設で飼育されている疫学関連動物種に感染の証拠がないこと、又は同施設で飼育されている他の動物種からブルセラ菌感染症が感染しないようにするための措置

が実施されていること」が追加されている。

- 「牛ブルセラ病清浄群」の条件では、原則として、牛ブルセラ病の「公式清浄群」、「清浄群」及び「清浄国・地域」からの牛の導入のみを認めているが、「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群」では、原則として「ワクチン非接種清浄国・地域」及び「ワクチン接種清浄国・地域」からのみ動物の導入を認めている。
- 「牛ブルセラ病清浄群」の条件では、「隔離された状態で、30日間隔で2回行われる血清検査で陰性」である牛は、例外的に導入が認められているが、「ワクチン接種ブルセラ菌感染症清浄群」では、「積載前30日間に実施された所定の検査で陰性」である場合には、「ワクチン接種非清浄群」及び「ワクチン接種清浄群」からも例外的に導入しても良いこととされている。また、出産した動物については、「牛ブルセラ病公式清浄群」の条件では「出産後14日以内の雌牛」については検査が無効であるとしているが、「ワクチン非接種ブルセラ菌感染症清浄群」の条件では、出産した雌の動物の場合には「出産後少なくとも30日以後」に検査をすることとされている。また、この検査については、性的に未熟な動物及び18カ月齢未満のワクチン接種動物には必要ないとされている。
- 国及び地域の清浄ステータス回復に関する規定が追加され、回復のためには以下が条件とされている(Article 7)。
  1. 診断結果がわかった場合には直ちに、そのカテゴリーに含まれるすべての感染動物がと殺又は殺処分されること。
  2. 豚以外のカテゴリーの動物については、当該群のすべての性的に成熟している動物が血清検査を受けて、陰性の結果であること。血清検査の時期は、発生確認後2カ月以上経過した時、6カ月後及び1年後の3回とする。
  3. 豚については、発生した群のすべての豚がと殺又は殺処分されること。

#### 【輸入条件の緩和】

- 安全物品が規定され、以下の物品については、その国のステータスにかかわらず、ブルセラ菌感染症に関するいかなる輸入条件も課してはいけないこととされている(Article 2)。
  1. 第6.2章に規定されると殺前及びと殺後の検査を受けたことを証明する国際獣医証明書が添付されている骨格筋の肉、脳、脊髄、消化管、胸腺、甲状腺、副甲状腺及びこれらに由来する製品
  2. 塩漬した皮革
  3. ゼラチン、コラーゲン、タロー及び肉骨粉
- 「種畜及び肥育用家畜」の輸入条件については、現行では「去勢雄を除く牛」のみ規定されているがこの条件を第1条に規定される「すべての動物」に適用するよう修正されている(Article 8)。
- 現行の「種畜及び肥育用牛(去勢雄を除く)」の条件においても、積載前30日以内に所定の血清検査を受けて陰性であることを条件に、汚染国・地域からのものであっても、清浄群からの牛であれば、

	<p>輸入を認めるものとされているが、この条件を「すべての動物」に拡大して適用するに当たり、「豚」、「12カ月齢未満の牛科動物」、「6か月齢未満の緬山羊」及び「性的に未成熟なラクダ科及び鹿科の動物」には、血清検査を求めないこととされている (Article 8)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の「種畜及び肥育用牛(去勢雄を除く)」の条件においても、非清浄国・地域、非清浄群からの動物であっても、「積載前30日間の隔離検疫」とその間に所定の「血清検査を受けて陰性」であることを条件に輸入を認めるものとされているが、所定の「血清検査」について、「生後18カ月齢未満の性的に未熟な動物又はワクチン接種動物」には求められないこととされている (Article 8)。</li> </ul> <p>【輸入条件の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の「種畜及び肥育用牛(去勢雄を除く)」の条件においても、非清浄国・地域、非清浄群からの動物であっても、「積載前30日間の隔離検疫」とその間に所定の「血清検査を受けて陰性」であることを条件に輸入を認めるものとされているが、この条件を「すべての動物」に拡大して適用するに当たり、「豚」が対象から除外され、また、輸入が認められる動物群についても「積載前9ヶ月間ブルセラ菌感染症の報告がないこと」が条件に追加された。また、出産を経験した動物の血清検査については、現行では「出産後15日目以降」に実施しなければならないが、この期間が「30日」に延長されている (Article 8)。</li> </ul>
第11.12章 ランピースキン病	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「ランピースキン病ウイルス感染症」に修正し、副題として括弧書きで付いていた「caused by group III virus, type Neethling」を削除</li> <li>• ランピースキン病汚染国由来の牛及び水牛の精液及び受精卵・卵子の輸入条件では、供与動物がワクチン接種される場合には、採取前28日から90日の間にワクチン接種され、その後毎年接種されることとされているが、毎年の接種についても「採取前少なくとも28日」が条件として追加されている (Article 8, 10)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
第12.1章 アフリカ馬疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「アフリカ馬疫ウイルス感染症」に修正</li> <li>• 「Equidae」(馬科)を「Equids」(馬科の動物)に修正(章全体)</li> <li>• アフリカ馬疫の清浄国・地域の条件の一つとして、「歴史的清浄であること」、「過去2年間症例報告がなく、非清浄国・地域と隣接していないこと」、「サーベイランスプログラムによって、過去12ヶ月間、ベクターが活動する全季節を通じて、当該国・地域にアフリカ馬疫ウイルスが存在する証拠がないことを立証すること」及び「少なくとも40日間アフリカ馬疫の症例報告がなく、サーベイランスプログラムによって、少なくとも2年間サンバエ属が存在する証拠がないことを立証すること」のいずれかを満たすことがあげられているが、このうち3番目の条件のサーベイランスプログラムが立証する期間について「12カ月間」から「24カ月間」に延長されている(Article 2)。</li> <li>• 封じ込め地域(containment zone)を設定するための条件のうち、サーベイランスについて「第12.1.11条から第12.1.13条までにしたがったサーベイランス」と明確化されている(Article 4bis)。</li> <li>• 清浄ステータスの回復に必要な条件として、前回の改正案では「緊急ワクチン接種を行っていない場合」には、清浄国・地域の条件を規定した第12.1.2条を適用し、「緊急ワクチン接種を行った場合」には、「最終発生後24カ月が経過し」、「緊急ワクチン接種が完了し」、「サーベイランスによって、アフリカ馬疫ウイルスの感染の証拠がないことが示されている」ことが条件とされていたが、今回提示された案では「緊急ワクチン接種の実施の有無にかかわらず、第12.1.2条が適用される」とされている(Article 4tris)。第12.1.2条のサーベイランス期間の延長が合わせて提案されているため、この修正をしたとしても回復までの最短期間が24カ月であることに変わりはない。</li> <li>• 季節性清浄地域からの馬科動物の輸入条件のうち、馬の隔離検疫場所について「quarantine station」(検疫所)から「vector protected establishment」(ベクター防護施設)に修正(Article 6)。</li> <li>• アフリカ馬疫汚染国・地域からの馬科動物の輸入条件のうち、ベクター防護施設における隔離検疫期間について、ワクチン接種された場合の期間が追加され、「積載の40日より前にワクチンが接種される」ことが必要とされ、その場合の検疫期間は「少なくとも40日間」と規定されている(Article 7)。</li> <li>• ベクター防護施設は、「獣医当局によって認定」されるものとされている(Article 10)。</li> <li>• ベクターサーベイランスの目的は、「高リスク、中リスク及び低リスクの地域を明確化し、地域に存在する多様な種とそのそれぞれの季節性の発生及び数度を決定することにより、その地域における季節性の詳細を明らかにすること」とされているが、「ベクターが存在しないことを立証すること」が目的として追加されている(Article 13)。</li> <li>• 長期的なベクターサーベイランスは、「ベクター制圧措置を評価するために利用できる」と記載されているが、「ベクターが引き続き存在しないことを確認する」ためにも利用できることが追加記載されている(Article 13)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
第1.6章 OIEリスト疾病のステータス:自ら宣言及び公式認定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Equidae」(馬科)を「Equids」(馬科の動物)に修正 (Article 1.6.6.bis)。</li> </ul>
第12.6章 馬インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>馬インフルエンザは「馬、ロバ及びラバの感染症」と定義されているが、これを「馬科の動物の感染症」に修正 (Article 1)</li> </ul>
第12.9章 馬ウイルス性動脈炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Equines」(馬科)を「Equids」(馬科の動物)に修正 (章全体)</li> <li>非去勢牡馬の輸入条件のうち、6カ月齢から9カ月齢までの間に馬ウイルス性動脈炎の検査を受けた場合、現行では、少なくとも14日間隔で採材された血液の抗体価が横ばい又は低下していることを条件としているが、「検査結果が陰性である」場合も条件として追加されている (Article 2)。</li> <li>記述の重複による削除 (Article 3)</li> <li>非去勢牡馬以外の馬科動物の輸入条件のうち、馬ウイルス性動脈炎の検査の受検時期及び結果について、現行では「積載前28日以内に少なくとも14日の間隔で2回検査をし、抗体価が横ばい又は低下」が条件とされているが、「積載前21日以内に1回検査をし、抗体価が陰性」である場合も条件に追加されている (Article 3)</li> <li>馬精液の輸入条件のうち、供与馬が6カ月齢から9カ月齢までの間に馬ウイルス性動脈炎の検査を受けた場合、現行では、少なくとも14日間隔で採材された血液の抗体価が横ばい又は低下していることを条件としているが、「検査結果が陰性である」場合も条件として追加されている (Article 4)。</li> </ul>
第13.2章 兎ウイルス性出血病	第6.4章(養鶏業におけるバイオセキュリティ手順)からペレットに関する規定が削除されたことに伴う「参照」の削除 (Article 13)

OIEより提案された改正章	概要
<p>第14.8章 小反すう獣疫(OIE公式認定の対象疾病となる可能性有)</p>	<p>【明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 章のタイトルを「小反すう獣疫ウイルス感染症」に修正</li> <li>• 「家畜の緬羊」と「家畜の山羊」だけでなく、「牛」、「ラクダ」、「バッファロー」及び「野生の反すう動物」も小反すう獣疫の感受性動物として取り扱うことを明確化(Article 1)</li> <li>• 小反すう獣疫の「症例(case)」を「小反すう獣疫ウイルスに感染した動物」と定義(Article 1)</li> <li>• 臨床症状のない小反すう獣疫ウイルスの感染もコードの対象にすることを明確化(Article 1)</li> <li>• 小反すうウイルス感染症の「発生(occurrence)」を以下のいずれかの場合と定義(Article 1) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 動物又は動物由来の製品からウイルスが分離され同定された場合</li> <li>b. 小反すう獣疫の臨床症状を呈している動物又は小反すう動物の発生と疫学的に関連しているもしくは接触したことが疑われる動物からウイルス抗原又は特異的なRNAが確認された場合</li> <li>c. 小反すう獣疫に感染したもしくは感染したおそれのある動物又は小反すう動物の臨床症状を呈している動物から、ワクチンによるものではない抗体が確認された場合</li> </ul> </li> <li>• 清浄国からの家畜の輸入について、現行では小反すう動物(緬山羊)のみ条件が規定されているがその条件を「牛」、「ラクダ」及び「バッファロー」にも適用することとされている(Article 5)。</li> <li>• 清浄国からの受精卵の輸入について、現行では「小反すう家畜」と「飼育鹿」のみ条件が規定されているが、その条件を鹿のみでなくすべての「飼育野生反すう動物」に拡大して適用することとされている(Article 13)。</li> <li>• 清浄国からの生鮮肉及び肉製品の輸入については、現行では小反すう家畜のみ条件が規定されているが、その条件をすべての「感受性動物」に拡大して適用することとされている(Article 16)。</li> <li>• 清浄国からの乳及び乳製品の輸入については、これまで輸入条件が規定されていなかったが、「生誕以来又は少なくとも21日間、清浄国・地域で飼育されている動物に由来すること」との条件が規定されている(Article 19)。</li> <li>• 汚染国由来のミール類については、現行では「小反すう獣疫が殺滅される熱処理により加工されていること」との輸入条件であるが、その熱処理の具体的な方法について「内部の最低温度が70℃で少なくとも 30分間」と明確化されている(Article 23)。</li> <li>• 汚染国由来の毛類の輸入条件のうち「小反すう獣疫が殺滅される加工処理」について、「第8.5.35条及び第8.5.36条に規定される手順」にしたがうこととされている(Article 25)。</li> <li>• 汚染国由来の皮類の輸入条件のうち「小反すう獣疫が殺滅される加工処理」について、「第8.5.35条及び第8.5.37条に規定される手順」にしたがうこととされている(Article 25)。</li> <li>• 汚染国由来の薬学又は医学用の畜産物の輸入条件のうち「小反すう獣疫が殺滅される加工処理」について、「第8.5.29条又は第8.5.34条から第8.5.37条に規定される手順」に適切にしたがって、「輸出</li> </ul>

国の獣医当局が管理し、承認した施設」において行うこととされている (Article 27)。

【清浄ステータス】(自ら宣言、将来、OIE公式認定対象疾病となる可能性有)

- 小反すう獣疫の清浄国及び清浄地域の要件について、過去3年間発生がないことに加えて、以下の要件を規定 (Article 3)
  1. 全域において小反すう獣疫が届出対象になっており、小反すう獣疫が疑われる臨床症状を呈するすべての動物が、適切な野外及びラボ検査を受けている。
  2. 小反すう獣疫が疑われるすべての症例の報告を促進するために啓蒙プログラムが実施されている。
  3. 獣医当局が、当該国又は地域のすべての反すう家畜に対する最新の情報と権限を有している。
  4. 反すう家畜に対して、臨床症例が認められない場合であっても感染を検出できる適切なサーベイランスが実施されている。

【輸入条件の緩和】

- 安全物品が規定され、なめし工場において通常の化学的・機械的処理を受けた半加工の皮革については、いかなる輸入条件も付けてはいけないものとされている (Article 2)。
- 汚染国に由来する以下の物について、現行では輸入及び経由を禁止できることが規定されているがこの条文が削除され、各条に規定する条件を満たした場合には、輸入を認めるものとされている。
  1. 家畜及び野生の反すう動物
  2. 反すう動物の精液
  3. 反すう動物の卵子、受精卵
  4. 家畜及び野生の反すう動物の生鮮肉
  5. 小反すう獣疫ウイルスを殺滅する処理が行われていない、家畜及び野生動物の乳製品
  6. 小反すう獣疫ウイルスを殺滅する処理が行われていない、飼料又は農業もしくは産業用の反すう動物由来製品
  7. 小反すう獣疫ウイルスを殺滅する処理が行われていない、製薬又は医学用の反すう動物由来製品
  8. 小反すう獣疫ウイルスを殺滅する処理が行われていない病理学的試料及び生物学的製剤
- 清浄地域 (ゾーン) の設定が可能となっており、当該地域の動物や畜産物は、清浄国からのものと同じの条件が適用されるものとされている (Article 3, 5-10, 13-18, 20)。
- 清浄国からの野生反すう動物の輸入について、現行では、「輸出前21日間の隔離検疫」を条件としているが、「汚染国の動物との接触が生物学的に排除できる場所で捕獲された場合」には、その条件を満たさなくても良いこととされている (Article 6)。
- 現行では輸入が禁止できることとされており、輸入条件がない汚染国由来の牛、ラクダ及びバッファローについて、以下の輸入条件が規定されている (Article 8)。

1. 積載前少なくとも21日間、小反すう獣疫の感染を疑わせる臨床症状を呈していないこと。
  2. 積載前21日間、検疫施設で飼育されていること。
- 現行では輸入が禁止できることとされており、輸入条件がない汚染国由来の牛、ラクダ及びバッファローの精液について、以下の輸入条件が規定されている (Article 12)。
    1. 供与動物が、精液採取前少なくとも21日の間、小反すう獣疫の感染を疑わせる臨床症状を呈していないこと。
    2. 供与動物が、精液採取前少なくとも21日の間に実施された診断検査で小反すう獣疫の陰性であること。
    3. 供与動物が、採取前21日間小反すう獣疫の報告がない施設又は人工授精センターであって、小反すう獣疫汚染地域になく、採取前21日間動物が導入されていないところで、採取前21日間飼育されていること。
  - 現行では輸入が禁止できることとされており、輸入条件がない汚染国由来の牛、ラクダ、バッファロー及び飼育野生反すう動物の受精卵について、以下の輸入条件が規定されている (Article 15)。
    1. 供与動物が、受精卵採取前少なくとも21日の間、小反すう獣疫の感染を疑わせる臨床症状を呈していないこと。
    2. 供与動物が、小反すう獣疫のワクチン接種を受けてなく、採取前少なくとも21日間の診断試験で小反すう獣疫の感染が陰性であること。
    3. 供与動物が、採取前21日間小反すう獣疫の報告がない施設であって、採取前21日間感受性動物が導入されていないところで、採取前21日間飼育されていること。
    4. 第4.7章、第4.8章及び第4.9章の規定にしたがい、それぞれ採取、処理及び保管された受精卵であること。
  - 清浄国からの肉の輸入条件では、肉の元となる動物が、清浄国で生誕以来飼育されているか、又は清浄国から輸入されているかのいずれかを満たすこととされているが、清浄国から輸入されていなくても(汚染国から輸入されたものであっても)、「当該清浄国で21日間飼育」されていれば良いこととされている (Article 16)。
  - 現行では輸入が禁止できることとされており、輸入条件がない汚染国由来生鮮肉の輸入条件についてその元になる感受性動物の条件が以下のとおり規定されている (Article 17)。
    1. と殺前24時間以内に小反すう獣疫の臨床症状を呈していないこと。
    2. 生誕以来又は認証と場は出荷される前少なくとも21日間、原産施設で飼育されており、当該期間、当該施設において、小反すう獣疫感染を疑わせる臨床症状を呈していないこと。
    3. 当該動物が積載される前に洗浄及び消毒された車両によって、原産施設から認証と場まで、必要な輸出条件を満たしていない他の動物と接触することなく、直接輸送されていること。
    4. 最後の消毒が実施されてから積み荷が発送される日までの間に小反すう獣疫が認められてい



	<p>ない認証と場でと殺され、と殺前及びと殺後の小反すう獣疫検査を受けて、良好な結果であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚染国からの肉製品の輸入の「反すう家畜」の条件がすべての「感受性動物」に拡大されている (Article 18)。</li> <li>• 現行では輸入が禁止できるとされており、輸入条件がない汚染国由来の乳について以下の条件が規定されている (Article 20)。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 搾乳時に小反すう獣疫によるいかなる制約の対象にもされていない群に由来すること。</li> <li>2. 第8.5.38条及び第8.5.39条に規定される手順にしたがって、小反すう獣疫ウイルスが殺滅される処理がなされていること。</li> <li>3. 当該製品と小反すう獣疫に汚染しているおそれのある物との接触を避けるための必要な予防措置が取られていること。</li> </ol> </li> <li>• 現行では輸入が禁止できるとされており、輸入条件がない汚染国由来の乳製品について以下の条件が規定されている (Article 21)。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第14.8.20条の条件を遵守した乳から生産されていること。</li> <li>2. 当該製品と小反すう獣疫に汚染しているおそれのある物との接触を避けるための必要な予防措置が取られていること。</li> </ol> </li> <li>• 汚染国由来の毛類、皮類及び薬用又は医用の畜産物の輸入条件から「小反すう獣疫汚染国で飼育されたことがない動物に由来すること」が削除されている (Article 25、26、27)。</li> </ul> <p>【輸入条件の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の輸入条件では、「積載日」に臨床症状を呈していないことが条件とされているが、これが「積載前少なくとも21日間」に延長されている (Article 7)。</li> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の輸入条件では、現行では、「ワクチン接種をしていない」又は「ワクチン接種した場合には、積載前15日から4カ月（種畜又は肥育用家畜）又は12カ月（と場直行畜）までの間に接種すること」が求められているが、ワクチン接種しない場合でも、「積載前少なくとも21日間の診断試験で小反すう獣疫の感染が陰性」であることが条件に追加され、また、ワクチン接種する場合には、家畜の用途に関係なく「積載の21日より前」に「弱毒生ワクチン」を接種にすること、「抗小反すう獣疫ウイルス抗体の存在」が証明されていることが条件に追加されている (Article 7)。</li> <li>• 汚染国からの野生反すう動物の輸入条件では、「積載日」に臨床症状を呈していないことが条件とされているが、これが「積載前少なくとも21日間」に延長され、「積載前少なくとも21日間の診断試験で小反すう獣疫の感染が陰性」であることが条件に追加されている (Article 9)。</li> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の精液の輸入条件では、供与動物が「採取日及び採取後21日間」臨床症状を呈していないことが条件とされているが、これが「採取前21日間及び採取後21日間」に延長されている。また、精液採取施設の条件に「採取前21日間動物の導入がないこと」が追加されている</li> </ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(Article 11)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の精液の輸入条件に、供与動物が、「少なくとも採取前21日間に弱毒生ワクチン」が接種されている場合には、「抗小反すう獣疫ウイルス抗体の存在」が証明されていることが追加され、弱毒生ワクチンが接種されていない場合には「採取前少なくとも21日の間の診断試験で小反すう獣疫の感染が陰性」であることが追加されている (Article 11)。</li> <li>• 清浄国からの小反すう家畜等の受精卵の輸入条件では、供与動物が「受精卵採取時」に清浄国の施設で飼育されていることを条件としているが、これが「受精卵採取前少なくとも21日間」に延長されている (Article 13)。</li> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の受精卵の輸入条件では、供与動物が、受精卵採取前少なくとも21日間動物の導入がない施設で飼育されていることを条件としているが、当該施設について「採取前21日間、小反すう獣疫の症例が報告されていない」施設であることが追加され、また飼育期間についても「21日間」とすることが規定されている (Article 14)。</li> <li>• 汚染国からの小反すう家畜の受精卵の輸入条件について、供与動物がワクチン接種されている場合には「採取の21日よりも前に弱毒生ワクチン」を接種すること、「抗小反すう獣疫抗体の存在」が証明されていることが条件として追加されている (Article 14)。</li> <li>• 汚染国からの肉製品について、「認証と場でと殺され、と殺前及びと殺後の検査を受けて、良好な結果であること」とされている輸入条件が「第14.8.17.条の条件を遵守している生鮮肉のみが当該肉製品の加工に使用されていること」との条件に変更されている (Article 18)。</li> <li>• 飼料、農工業、薬学、医学など用途別に条件が規定されている、乳、生鮮肉、それらの加工品以外の清浄国由来畜産物については、以下の条件に一本化されている (Article 22)。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. その元となる動物が、生誕以来又は少なくとも過去21日間、清浄国・地域で飼育されていること</li> <li>2. 認証と場でと殺され、と殺前及びと殺後の検査を受けて、良好な結果であること。</li> </ol> </li> <li>• 汚染国由来のミール類について、「当該製品と小反すう獣疫に汚染しているおそれのある物との接触を避けるための必要な予防措置が加工後に取られていること」が輸入条件に追加されている (Article 23)。</li> <li>• 汚染国由来の蹄、つめ、骨、角、狩猟記念品、博物館用標本について、「当該製品と小反すう獣疫に汚染しているおそれのある物との接触を避けるための必要な予防措置が加工後に取られていること」が輸入条件に追加されている (Article 23)。</li> <li>• 汚染国由来の毛類及び皮類の輸入条件に「当該製品と小反すう獣疫に汚染しているおそれのある物との接触を避けるための必要な予防措置が加工後に取られていること」が追加されている (Article 25、26)。</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

OIEより提案された改正章	概要
第15.2章 豚コレラ	<ul style="list-style-type: none"><li>• OIEの公式認定に関係した変更を今後提示。</li><li>• 「domestic pig」(家畜豚)を「(domestic pig and captive wild pig」(家畜豚及び飼育野生豚)に、「feral pig」(野生豚)を「feral pig and wild pig」(野生化豚及び野生豚)に置き換える修正(章全体)。新たに定義された動物の分類に合わせた修辞上の修正であり、実質的な改正ではない。</li></ul>